

閱覽用

令和3年11月19日

第12回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第12回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年11月19日(金) 午前10時02分から午後10時53分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(17名)

1番 野地 太郎	2番 佐藤 勝則	3番 大内 和長
4番 菅野 一紀	5番 川口 美奈子	6番 武藤 一夫
7番 安齋 栄	8番 安齋 喜八	9番 佐久間 栄吉
10番 武藤 栄利	11番 菅野 秀和	12番 根本 信康
13番 佐藤 孝志	14番 佐藤 美由紀	15番 遠藤 伝栄
16番 馬場 利正	17番 松本 太	18番 齋藤 弘美
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(15名)

20番 菊地 清吉	21番 佐藤 孝	22番 武藤 善朗
23番 安齋 浩一	24番 佐藤 一男	25番 佐藤 薫
26番 石川 重彦	27番 菅野 正寿	28番 佐藤 洋三
29番 平 義一	30番 大石 忠雄	31番 遊佐 一夫
32番 渡邊 久	33番 伊藤 金志	34番 渡邊 一正
35番 遠藤 康子	36番 大内 信一	37番 安齋 秀明
38番 武藤 健之		

4 欠席委員

農業委員

16番 馬場利正委員

農地利用最適化推進委員

26番 石川重彦委員、31番 遊佐一夫委員、38番 武藤健之委員

5 遅参委員

農業委員

13番 佐藤孝志委員

農地利用最適化推進委員

36番 大内信一委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第2号 農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用
施設等の届出について

第4 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第66号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第7 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請について

第8 議案第69号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第9 議案第70号 営農型発電設備の設置に関する意見について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 野地 通 農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和3年第12回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午前10時02分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中17名、推進委員19名中15名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、16番馬場利正委員、26番石川重彦委員、31番遊佐一夫委員、38番武藤健之委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、13番佐藤孝志委員、36番大内信一委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、10番武藤栄利委員、11番菅野秀和委員の兩名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　それでは、日程第3、報告第2号「農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出について」を議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局　議案説明の前に、皆様に配付いたしました「議案正誤表」をご覧ください。議案説明資料「農地法第4・5条許可申請地案内図」2ページから25ページ 議案番号部分に誤りがありましたので、お詫び申し上げ訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

議案書3ページをご覧ください。

報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の

届出について。

農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により、農業用施設等の届出があったので審議を求める。

令和3年11月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1は [REDACTED]、[REDACTED]より、番号2は [REDACTED]、[REDACTED]より、農業用倉庫建築のため、農地法施行規則第29条第1項第1号に規定する農業用施設等の届出がありましたので報告いたします。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の報告が終わりました。

只今の事務局の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

以上で、報告第2号についての報告を終わります。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第4、議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号4については、[REDACTED]委員が議案に関係しますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないことと

なっており、関係委員を除斥して審議することとなります。

よって、まず、議案第65号、番号4を審議することとしますので、

委員の退席を求めます。

(委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第65号、番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

議案第65号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和3年11月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号4につきましても、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は農業廃止のため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、議案第65号、番号4について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。今日、武藤健之委員が所用により欠席という事で、報告してくださいという事で、皆さんに私の方から現地調査の内容を報告させていただきます。

内容については、事務局説明のとおりであります。■■■■さんは■■■■さんの隣になっていまして、農業を廃止して茨城県に移住して空き家になっておりまして、それを今まで■■■■さんが畑とか作付けしてきたという経緯があって無償移転という事になっておりますので、特に現地は問題ないという事を報告しますので、皆さんのご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

議長（奥平貢市）会長　　これより、議案第65号、番号4についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　それでは採決いたします。

議案第65号、番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第65号、番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

■■■■委員の除斥を解きます。

（■■■■委員 復席）

議長（奥平貢市）会長　　次に、議案第65号、番号1から番号5のうち、番号4を除く4件について審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

番号1につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲受人の新規就農のため、譲渡人は相手側の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、借受人の新規就農のため、貸付人は相手側の要望を受けて、申請地に賃借権を設定するものであります。

番号5につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案65号番号1について調査内容を報告いたします。

11月16日午後3時より、現地にて、譲受人の[]さんから大石忠雄推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の[]さんからは電話で確認し、申請内容に間違いのないとの事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可適当と考えるので、皆様のご審議よ

ろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長　引き続き、調査結果の報告を行うわけですが、13番佐藤委員が遅参するというので、まだ、こちら来ていませんので、暫時休議いたします。

（休　議）

議長（奥平貢市）会長　お待たせいたしました。議事を再開いたします。

佐藤孝志委員と大内信一推進委員ですが、遅参という事で、まだ来ていませんので、案件に入っておりましたが間もなく来ると思いますので、議案第65号の残りについては飛ばして、先に次の議案を審議いたしまして、来た次第で、議案第65号の審議を再開したいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第5、議案第66号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書6ページをご覧ください。

議案第66号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めらる。

令和3年11月19日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、事後申請となります。昭和49年から利用していた倉庫が違反転用

状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号2、事後申請となります。昭和59年から利用していた進入路が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号3、自宅敷地が手狭であり、駐車場が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号4、令和元年の台風被害により自宅が半壊し建替えが必要となったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

2 番 (佐藤勝則) 委員 2 番、佐藤です。議案第 6 6 号の 1 番につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

1 4 日の午前 9 時 3 0 分に、私と推進委員の平さんと申請人であります[REDACTED]さん、立ち合いのもとで現地を確認し、話を聞いてまいりました。申請理由につきましては、ただいま事務局説明とおりでありまして、親の代に蚕室を造ってしまったという事で、現在もその農業機械等の倉庫や納屋等に利用しているという事もありまして、顛末書が提出されておりました、今後もできれば、この施設を利用したいとのことですので、やむを得ず許可するしかないのかなと思われませんが、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

2 1 番 (佐藤 孝) 委員 2 1 番、佐藤です。議案 6 6 号の 2、3、4 と続けて報告いたします。

議案の内容につきましては、事務局説明のとおりでございます。調査日は、1 1 月 1 4 日、8 時 3 0 分に農業委員の野地太郎氏と私と当事者の[REDACTED]さんと立ち合いをし、確認をしてまいりました。

2 番につきましては、これは事務局説明のとおりでありまして、以前から進入路として使っていたというふうな事でございます。これもやむなしと判断をいたしました。

続いて 3 番につきましては、家族の持つ車が多くなり、駐車場が欲しくなったという事で、敷地内に駐車場を造るというふうな事で、これは何ら問題ないのかなというふうに判断をいたしました。

続いて4番ですが、これは以前にも台風の被害で住宅を造らなければいけないという事で審査をしたところですが、申請地につきましては、何ら問題ないなどというふうに判断をいたしましたので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第66号、番号1から番号4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第66号、番号1から番号4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　　次に、日程第6、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書8ページをご覧ください。

議案第67号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和3年11月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、現在の宅地が狭く、駐車場が不足するため申請地に計画します。汚
水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第
一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

番号2、交通の便が良く、住宅建築に適している申請地に宅地分譲を計画し
ます。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請
地は都市計画用途地域内の準工業地域にありますので第3種農地と判断される
ものであります。

番号3、隣接する中古住宅を購入するにあたり、駐車場が不足するため申請
地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集
団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるもの
であります。

番号4、建設業で使用している資材の保管場所が不足しているため、申請地
に資材置場を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請
地は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地の市街地内
農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号5、事後申請となります。平成23年頃から利用していた資材置場が違

反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。
農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当します
ので第2種農地と判断されるものであります。

番号6、事後申請となります。30年程前から利用していた車両置き場が違
反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。
農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当します
ので第2種農地と判断されるものであります。

番号7、業務受注量の増加に伴い、資材置場が不足するため申請地に計画し
ます。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性
の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

番号8、借受人は集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になった
ため申請地に住宅建築を計画します。汚水は合併浄化槽に排水します。農地区
分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第
1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外
的に許可することができると判断されるものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

（午前10時30分 36番 大内信一委員 入室）

17番（松本 太）委員 17番、松本です。議案67号番号1について調査内容を報告いたします。

11月16日午後3時40分より、現地にて■■■■さんから菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲受人の■■■■さんと譲渡人の4名には、電話で確認し、申請内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

続きまして議案67号番号2について調査内容を報告いたします。11月16日午前10時より、現地にて■■■■行政書士の■■■■さんの■■■■さん、■■■■さんの2名から、菊地清吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。譲渡人の■■■■さんと譲受人の株式会社■■■■さんからは、電話で確認し、申請内容に間違いのない事でした。内容は事務局の説明どおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 議案第67号番号3について調査内容をご報告いたします。

11月12日に譲渡人の■■■■さんと譲受人の■■■■さんから内容を聞き取り、14日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りに農地がないので、特に問題もなく許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番(安齋 栄)委員 7番、安齋です。議案第67号番号4、5、6、7、8について調査内容を報告いたします。

まず4号について、去る15日午前8時30分に、譲受人の[]株式会社代表取締役・[]氏から遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。なお、譲渡人の[]氏は、当日都合が悪く電話での確認となり、申請に間違いがないという事がございます。隣地等にも問題なく許可相当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

次に5号、6号について、農地の所在が同じなので、一緒に調査いたしました。15日午前8時、貸付人の[]氏、借受人の[]氏から、遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。なお、有限会社[]の[]氏は、当日、都合が悪くて電話での確認となりました。申請に間違いがないという事です。内容は事務局説明とおりで、2案とも事後申請という事で、連名で顛末書も出ています。隣地等にも問題なく、やむを得ず許可したいと思います。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

続いて7号について、15日午前8時50分、譲渡人の[]さん、[]氏に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。譲受人の有限会社[]・代表取締役の[]氏は土曜日、日曜日という事で電話が通じなくて、会社が休みという事でしたので、当日の朝7時20分によりやく連絡になり、ちょっと都合が悪いという事で立ち合いはでき

ないという事でしたが、申請に間違いがないという事でございました。調査内容は事務局説明どおりで、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

次に8号について、15日午前9時15分、貸付人の[]氏に遊佐一夫推進委員とともに、現地にて聞き取りおよび説明を受けました。内容は事務局説明どおりです。借受人の[]氏は、当日、都合が悪く電話での確認となり、申請に間違いがないという事です。なお、この案件は、8月の総会で農振地を除外する申請を行い許可された経緯がございます。特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第67号、番号1から番号8について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第67号、番号1から番号8については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第68号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第68号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求めます。

令和3年11月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号2につきましては、公共工事の工期延長等に伴い、一時転用の期間を延長する変更申請があったものです。

番号3につきましては、新型コロナ感染拡大の影響により作業員の確保が困難になったことに伴い、一時転用の期間を延長する変更申請があったものです。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

12番（根本信康）委員 12番、根本です。議案第68号の1につきまして現地調査ならびに聞き取り調査についてのご説明をいたします。

この案件につきましては県発注の事業の工期延長に伴う案件でして、貸付人

の■■■■さん、■■■■の監査役の■■■■さんの代わりに■■■■技師から聞き取りを行いました。内容につきましては、事務局説明のとおりで許可適当と思います。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 議案第68号番号2について調査内容をご報告いたします。

11月13日、貸付人の■■■■さん、借受人の■■■■の担当者から内容を聞き取り、14日に安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、堤防工事の工期延長という事なので、事業計画変更はやむを得ないと考えますので、ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

1番（野地太郎）委員 議案第68号3番について調査の結果を説明いたします。

11月13日、推進委員の安齋秀明さんと2人で、貸付人の■■■■さんにお会いし確認いたしました。■■■■さんの方は電話で確認させていただきました。継続という事なので、何ら問題もないのかなと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第68号、番号1から番号3について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第68号、番号1から番号3については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第69号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。

議案第69号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年11月19日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、11月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書20ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区30筆35,103平方メートル、安達地区1筆319平方メートル、合計31筆35,422平方メ

ートルの計画内容でございます。

なお、利用権の新規設定は議案書18ページの番号8の1件となります。

また、番号8については農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に解除条件を付して利用権設定を行うものです。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から8につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第69号、番号1から番号8について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第69号、番号1から番号8については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第70号「営農型発電設備の設置に関する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 21 ページをご覧ください。

議案第 70 号 営農型発電設備の設置に関する意見について。

営農型発電設備の設置に関し、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領（平成 30 年 6 月 1 日付け 30 農支第 1044 号 福島県農林水産部長通知）第 2 の（4）の規定により、「位置等からみて、営農型発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること」について、市長から意見を求められたので審議を求める。

令和 3 年 11 月 19 日 提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

作付け予定作物は、梅であります。申請地は、農地の端に位置しており、周辺農地の効率的な利用に支障はないと考えられます。また、新たな取水・排水は発生しないため、農業用排水施設の機能等にも支障を及ぼすおそれがないと考えられるものであり、この営農型発電設備の設置については、後日、市長の意見書を添付して転用許可申請書が提出される予定であります。

なお、申請人氏名および設置理由につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第70号について、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第70号については、「周辺農地の効率的利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められる」と回答することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 続きまして、議案第65号を審議いたします。

議案第65号番号2、番号3、及び番号5の担当委員の調査結果の報告を求めます。

36番（大内信一）委員 36番、大内です。遅れた事、お詫び申し上げます。

65号2について、調査内容を報告いたします。11月14日10時より、譲渡人・■■■■さんとともに譲受人・■■■■さんと農業委員・佐藤孝志さんと私とで、現地を確認いたしました。内容は事務局説明のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして65号の3について、調査内容をご報告いたします。11月14日10時20分より、貸主の■■■■さん宅にお伺いしまして、■■■■さん

も一緒にお伺いしました。佐藤孝志さんと私とで、[]さんに話を伺ったんですけれども現地を歩けないという事で、[]さん、息子さんなんですが、用事があってすぐに出かけないといけないという事で、地図などで確認いたしました。内容は事務局説明のとおりです。よろしく願いいたします。なお、[]さんと[]さんのお母さんが姉妹です。以上です。よろしく願いいたします。

22番（武藤善朗）委員 22番、武藤です。議案第65号番号5について調査内容をご報告いたします。

去る11月16日、佐藤委員とともに譲渡人の[]さんおよび譲受人の[]さんから現地にてお話を聞き、現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果ですが、特に問題なく許可相当と考えます。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、議案第65号、番号1から番号5のうち、番号4を除く4件について採決いたします。

議案第65号、番号1から番号5のうち、番号4を除く4件について原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第65号、番号1から番号5のうち、番号4を除く4件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和3年第12回二本松市農業委員会を閉会いたします。

(宣告　午前10時53分)

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和3年11月19日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 武藤 栄利

署 名 委 員 菅野 秀和